**令和８年（フ）第１５２４号**
北海道恵庭市緑町２丁目５番４―507号
債務者　名取千賀子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１５４２号**
札幌市東区北20条東15丁目１番８―302号
債務者　早坂　香織
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１５７２号**
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番50―224号
債務者　溝口ひかる
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１６３２号**
札幌市西区西町南15丁目４番６―401号
債務者　安達　康太
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１７２７号**
札幌市東区北21条東８丁目１番15号　コーポあさや205号
債務者　髙倉　正伸
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１７７１号**
札幌市清田区美しが丘１条８丁目８番７号　アーバンハウス里塚201号
債務者　大西　葉月
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８７４号**
札幌市厚別区厚別中央４条３丁目３番11―203号
債務者　平原千恵子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８８１号**
札幌市東区北31条東５丁目３番15号　北辰パレス106号
債務者　豊巻　正幸
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第７８号**
北海道三笠市桂沢94番地　グループホームヒンナ
債務者　三浦　義将
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第９２号**
北海道岩見沢市東町１条８丁目932番地128
債務者　西岡　喜博
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第９９号**
北海道岩見沢市２条西14丁目15番地　スプルース201
債務者　太田　理加（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第１００号**
北海道岩見沢市１条東11丁目１番地17　イースト・サン102
債務者　中山　清子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第１０２号**
北海道岩見沢市８条東４丁目１番地６　Ｈｏｒｓｅ　Ｗｉｎ９　102号室
債務者　尾形　弘希
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第１９７号**
北海道紋別市南が丘町７丁目５番25号
債務者　吉田　幸治
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
旭川地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第２５２号**
北海道旭川市東鷹栖東１条２丁目269番地の121
債務者　山口めぐみ
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
旭川地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第２６９号**
北海道旭川市永山５条16丁目１番５号　モニカ101号
債務者　沖野八須子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
旭川地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第２００号**
釧路市若竹町７番122号　若竹団地ＤＨ８―122号室、前住所釧路市阿寒町阿寒湖温泉２丁目３番14号
債務者　前山　　司
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
釧路地方裁判所民事部